

## 令和8年度 特別区民税・都民税(住民税)の主な変更点

### 1 納入控除の見直し

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「納入控除」について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入金額190万円まで給与所得控除額が65万円となります。※家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられます。

### 2 扶養親族等の所得要件の引上げ

以下の所得要件が10万円引き上げられます。

- 扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額の要件：48万円以下⇒58万円以下
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件：48万円以下⇒58万円以下
- 勤労学生の合計所得金額の要件：75万円以下⇒85万円以下

### 3 特定親族特別控除の創設

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族(特定親族※)の場合、特定親族の合計所得金額に応じて、3万円～45万円(2ページ別表8参照)の特定親族特別控除が受けられます。

※配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除きます。

詳しい改正内容については、区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/jyuminzei/seido/8zeiseikaisei.html>



## 令和8年度住民税から電子申告ができます

令和8年度住民税から、スマートフォンやパソコンでマイナンバーカードを利用して申告ができます。  
詳しくは区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/oshirase/juushindensi.html>



## 医療費控除の明細書について

医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。  
領収書の添付では、控除を受けることができませんのでご注意ください。  
※領収書は5年間保管してください。内容確認のため領収書の提出等を求める場合があります。

## 税務署からのお知らせ

つぎのような方は、所得税の確定申告が必要です。詳しくは、下記税務署へお問い合わせください  
国税庁ホームページをご覧ください。

- 事業所得や不動産所得のある方で所得の合計金額が、所得税の所得控除の合計額を超える方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合算額が20万円を超える方
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除および住宅ローン控除などを申告し、所得税の還付を受ける方
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円を超える方

練馬東税務署 栄町23-7 ☎03-6371-2332

練馬西税務署 東大泉7-31-35 ☎03-3867-9711

〒176・179の地域

富士見台・南田中・高野台・谷原・三原台の地域

〒178の地域

〒177の左記練馬東税務署管轄地域外の地域



固定資産税・不動産取得税について

練馬都税事務所 ☎03-3993-2261

個人事業税・法人事業税・法人都民税について

豊島都税事務所 ☎03-3981-1211

## 令和8年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き

練馬区  
税課

住民税は、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して、翌年の1月1日(賦課期日)現在の住所地がある自治体で課税されます。申告が必要な方は令和8年3月16日(月)までに申告してください。

なお、申告期間中の窓口は大変混雑するため、郵送や電子申告が便利です。郵送は、同封した返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。電子申告については、4ページをご覧ください。

※期限後の申告も隨時受け付けますが、納税通知書への反映が間に合わない場合があります。

### 所得があった場合

令和8年1月1日現在、練馬区に居住し、前年(1~12月)中に所得のあった方は原則、申告が必要です。  
ただし、つぎのいずれかに該当する方は申告は不要です。

- 前年(1~12月)中の収入が給与・公的年金のみで支払先から練馬区へ給与・公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加がない方

※給与支払報告書が提出されているか不明な場合は勤務先の給与担当者に確認をお願いします。

- 所得税の確定申告書を税務署に提出した(する予定の)方

- 遺族年金等の非課税所得のみを受給している方、所得が一定金額以下のため住民税が課税されない方

※下記の「所得がなかった場合」についてもご確認ください。

### 所得がなかった場合

令和8年1月1日現在、練馬区に居住し、前年(1~12月)中に所得がなかった方は申告義務はありません。

ただし、つぎに該当する場合は、申告書裏面の「1 令和7年中に収入(所得)がなかった方の記入欄(申出書)」に記入し、提出してください。

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険等に加入している方(保険料の算定資料となります)

※申告により、所得が一定基準以下の場合には、保険料が減額され、また70歳以上の高齢者については医療機関での一部負担金の割合が決まります。介護保険は、所得により保険料段階が決まります。

- 各種児童関連手当、就学援助、保育等のサービスを受けている方または受ける予定の方

- 非課税証明書を必要とする方(都営住宅、扶養親族の申請、奨学金、シルバーパスなど)

※申告書の提出がない方には、所得金額0円の記載がある非課税証明書が交付できません。

### 申告に必要なもの

- 申告書
- 収入および経費のわかるもの(源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等)

- 所得控除の明細書・証明書(医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障害者手帳等)  
※ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得がなかった場合は不要です。

※明細書等の添付がないと控除が認められない場合があります。

- 本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カード等

- マイナンバー確認書類

マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票の写し等

※上記2・3の書類は、令和7年1月分から12月分までのものです。

※上記3の障害者手帳および上記4・5の書類は、郵送の場合写しを同封してください。

### 提出先

提出先 練馬区役所 本庁舎4階 税務課(〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1)

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝休日を除く)

問合せ先 練馬区税務課 区税第一~第四係 電話 03-5984-4537(直通)

#### ●郵送について

同封の返信用封筒(切手不要)に上記「申告に必要なもの」に記載の必要書類を入れてご返送ください。

※申告書の控に受付印が必要な場合は、控と返信先の氏名・住所を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手、返信用封筒がない場合は返送できません。(控は内容を証明するものではありません。)

所得の種類と収入金額・必要経費	所得の種類	収入の内訳	必要経費
	給与 ⑤	給料、専従者給与、賃金、賞与またはアルバイト・パート、日雇いなどの日給や時間給で賃金を受けた収入の合計額 源泉徴収票添付	記入の必要はありません。 〔給与所得については別表1を参照〕
	公的年金等 ⑥	年金(厚生年金・国民年金・公務員の共済年金など)の合計額 源泉徴収票添付 ●遺族年金、障害年金等は非課税所得です(申告書裏面1③に記入)。	記入の必要はありません。 〔公的年金等の雑所得については別表2を参照〕
	業務 ①	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	収入を得るために支出した金額
		生命保険契約に基づく年金(個人年金・互助年金)、職業としていない人の原稿料・印税や講演料など	収入を得るために支出した金額
	営業等 ③	卸売業、小売業、飲食店などの営業や、医師、弁護士、作家、俳優、外交員などの自由職業または漁業など農業以外の事業から生じた収入の合計額	・雇人費　　・地代家賃 ・売上原価　・減価償却費等
	不動産 ④	家賃、地代、土地や家屋の権利金などから生じた収入の合計額	・修繕費　・減価償却費等
	配当 ⑤	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などから生じた収入の合計額 ●一般株式等の配当については、金額にかかわらず住民税の課税対象となり、申告が必要です。 ●上場株式等の配当(大口株を除く。)は、配当支払者等から都民税配当割が特別徴収されているため申告不要です。	・借入金の利子
	総合譲渡 ⑥	土地建物等以外の資産(貴金属・ゴルフ会員権など)の譲渡から生じた収入の合計額(保有期間が5年超は長期)	資産の取得費と譲渡に要した費用など
一時 ⑥	賞金、懸賞の当選金品、生命保険の満期返戻金、競馬や競輪の払戻金など一時的な収入の合計額	収入を得るために支出した金額	

## 別表1 紙与所得の速算表

单位：円

給与収入	給与所得
0～ 650,999	0
651,000～1,899,999	給与収入－650,000
1,900,000～3,599,999	※[A]×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999	※[A]×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9－1,100,000
8,500,000以上	給与収入－1,950,000

※[A]=給与収入金額 ÷ 4 (割った後、千円未満の端数を切り捨てます)  
※一定の要件を満たす場合、所得金額調整控除が適用され、上表で算出された給与所得から一定額が控除されます。

## 別表2 公的年金等の雑所得速算

単位：円

年齢	公的年金等収入	雑所得
65歳以上 昭和36年 1月1日 以前生	0~3,299,999	年金収入-1,100,000
	3,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000
65歳未満 昭和36年 1月2日 以降生	0~1,299,999	年金収入-600,000
	1,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が、1,000万円超2,000万円以下の方には10万円、2,000万円超の方には20万円が、上記の表で算出された雑所得に加算されます。

### 別表3 〈旧制度〉 生命保険料控除

区分	支払った 保険料の金額	各区分ごとの 控除額
「一般生命」「個人年金」 保険料	15,000円以下	全額
	15,001円～ 40,000円	支払額の1/2 +7,500円
	40,001円～ 70,000円	支払額の1/4 +17,500円
	70,001円以上	35,000円

※各区分の控除額の合計は、新旧どちらの制度でも70,000円が限度額です

別表4 〈新制度〉 生命保険料控除

区分	支払った 保険料の金額	各区分ごとの 控除額
「一般生命」 「個人年金」 「介護医療」 保険料	12,000円以下	全額
	12,001円～ 32,000円	支払額の1/2 +6,000円
	32,001円～ 56,000円	支払額の1/4 +14,000円
	56,001円以上	28,000円

## 別表5 地震保険料控除

区分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地震保険	50,000円以下	支払額の1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額の1/2 +2,500円
	15,001円以上	10,000円

※両区分を支払った場合の控除額の合計は  
25,000円が限度額です。

別表6 配偶者控除

納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	配偶者	老人配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1000万円以下	11万円	13万円

※合計所得金額が58万元以下の配偶者(「同一生計配偶者」という)であっても、納税義務者の合計所得金額が1,000万元超の場合は、別表6 配偶者控除、別表7 配偶者特別控除が適用されません。ただし、その同一生計配偶者に障害がある場合には、障害者控除の適用を受けることは可能です。

別表7 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

## 別表8 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

所得控除 (所得から差し引く金額)	所得控除の種類	控除内容・控除額
	医療費控除	前年中に支払った、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のための医療費 【控除額】(医療費-保険金等の補てん額)-[総所得金額等×5% (10万円を限度)] 限度額 200万円 … a (セルフメディケーション税制) 【控除額】(スイッチOTC医薬品購入費-12,000円) 限度額 8万8千円 … b ※ a、bのいずれかのみ 明細書添付 ※領収書の添付では、控除を認められませんのでご注意ください。
	社会保険料控除	前年中に支払った健康保険、国民年金(証明書原本添付)、介護保険、雇用保険などの保険料 【控除額】支払保険料全額
	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金 【控除額】支払掛け金全額 証明書原本添付
	生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険の保険料 【控除額】それぞれの区分ごとに別表3、別表4で算出した額の合計 証明書原本添付(一契約年額9,000円以下の旧一般生命保険は除く)
	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険の保険料および平成18年12月31日までに契約締結した長期損害保険の保険料 【控除額】地震保険と長期損害保険について、それぞれ別表5で算出した額の合計 証明書原本添付
	雑損控除	前年中に受けた、あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が58万円以下の配偶者・その他の親族にかかる災害や盗難または横領による住宅や家財の損害 【控除額】右記の(1)、(2)のいずれか多い金額 (1) (差引損失額)-(総所得金額等×10%) (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円 ※差引損失額=損害金額(災害関連支出の金額を含む)-保険金等で補てんされる金額 証明書原本添付
	配偶者控除※	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合 【控除額】別表6で算出した額
	配偶者特別控除※	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合 【控除額】別表7で算出した額
	扶養控除※	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(他の親族に扶養されていない方に限る)の合計所得金額が58万円以下の場合 一般扶養 【控除額】33万円 … 特定扶養と老人扶養に該当しない扶養親族 〔平成19年1月2日～平成22年1月1日に生まれた方〕 〔昭和31年1月2日～平成15年1月1日に生まれた方〕 特定扶養 【控除額】45万円 … 平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた方 老人扶養 【控除額】38万円 … 昭和31年1月1日以前に生まれた方 同居老親等【控除額】45万円 … 老人扶養親族で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居を常況としており、 そのいずれかの直系尊属である場合
特定親族特別控除※	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の配偶者以外の親族が合計所得金額58万円超123万円以下の場合 【控除額】別表8で算出した額	
ひとり親・寡婦控除	ひとり親 【控除額】30万円 … あなたが婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(※)がいる単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合 ※生計を一にする子 … 総所得金額等が58万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない方 寡婦 【控除額】26万円 … あなたがひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別した後婚姻しておらず、または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の場合(この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません) ※ひとり親・寡婦控除とも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。	
障害者控除※	あなたやあなたの同一生計配偶者、他の扶養親族の方が障害者である場合 障害者 【控除額】26万円 … 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 または同程度の障害がある方 特別障害者 【控除額】30万円 … 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級 または同程度の障害がある方 ・特別障害者の方を同居で扶養している場合は23万円を加算 証明書(手帳の写しなど)添付	
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で合計所得金額が85万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合 【控除額】26万円 証明書(在学証明書(在学期間の記載があるもの)・学生証の写しなど)添付	
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の方に適用される控除です。記入の必要はありません。 【控除額】15～43万円	

税額控除

【寄附金税額控除】

前年中に都道府県、区市町村、東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部へ寄附した場合または東京都もしくは練馬区が条例で指定した団体へ寄附した場合は、申告書表面の「④税額控除」の「寄附金に関する事項」に記入のうえ、寄附金の受領証明書などを添付してください。

〔練馬区〕が指定した寄附先についてのお問合せ……税務課  
〔東京都〕が指定した寄附先についてのお問合せ……東京都主税局課税部課税指導課 ☎ 03-5388-2956

### 【特別区民税・都民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】

【特別控除制度】都民税の住民税を個人又は法人が課税する制度(住民税)。この制度は、所得税から控除しきれない金額について住民税から税額控除する制度です。この税額控除の適用を受けるためには、確定申告または年末調整の手続きが必要です。練馬区への申告は原則不要です。

・対象となる方 令和7年分の所得税において、住宅ローン控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額のある方